

富士市富士山フロント工業団地第3期整備事業包括業務委託プロポーザル  
参加表明書提出に係る質問に対する回答書

令和8年5月14日現在

No	該当資料名	該当箇所	質問事項	回答内容	回答日
1	様式集	様式2,6	様式6「事業実施体制図」に記載する企業については、すべて参加表明時点において様式2に記載しておく必要があるのか、ご教示ください。あわせて、参加表明以降に構成企業又は協力企業を追加することが認められるか、ご教示ください。	原則、様式6において構成員となる事業者は、様式2に全て記載してください。また、企画提案書等の提出期限までは、構成員を追加・変更することができます。なお、構成員を追加・変更する場合は、参加表明時に求めた書類を提出してください。	5月11日
2	仕様書	5-2	包括業務委託仕様書5-2「参考資料の確認」において、「本業務の実施にあたっては、市がこれまでに実施した調査資料などを基に実施すること。」とありますが、プロポーザル公告時点では当該調査資料が確認できませんでした。つきましては、貴市が令和6・7年度に実施した調査資料を公表していただけますか。	プロポーザル参加表明書を提出し、参加資格要件の審査に通った者に対して、個人情報を含まない範囲で、調査資料を提供します。	5月11日
3	実施要領	8(4)提出書類	提出書類No.10直近の完納証明書の備考に、「所轄の税務署の発行するもの」との記載があるが、どこで、どの書類を取得すればよいか。	「直近の完納証明書」ではなく、「直近の納税証明関係」でした。訂正してお詫び申し上げます。実施要領も修正しましたので、合わせてご確認ください。 正) 直近の納税証明関係 〈国税〉法人税、消費税および地方消費税（その3の3）を所轄の税務署で取得してください。 ※共同事業体の場合は全構成法人分 誤) 直近の完納証明書	5月12日
4	様式集	様式2	プロポーザル参加表明書等提出後、参加表明書に記載の無い構成員を新たに追加することは可能でしょうか。	質問No.1と同様	5月14日
5	様式集	様式2	「複数事業者による共同提案の場合は、…」とありますが、参加表明時には単独表明でも後に共同提案への変更は可能ですか。ご教示願います。	質問No.1と同様	5月14日
6	実施要領	P11 14 契約	本契約締結後、事業収支計画に記載の金額の増額が生じた場合、市への追加負担等の相談は可能でしょうか。例えば、本契約が令和8年11月頃、造成工事時期が令和10年4月頃なので、契約から工事着工までおよそ1年以上の期間があり土木資材等の高騰が生じた場合です。（物価スライド・単品スライドへの対象となりますか。）	実施要領11頁17 その他（11）のとおりです。 ※実施要領11頁17 その他（11） 特別な要因により本業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約した委託費が不相当となった場合には、市と協議し、市が認めた場合には委託費の変更ができる。	5月14日